

恵庭市社会教育関係団体の登録に関する認定基準要項

(目的)

第1条 第1条 この要項は、「恵庭市社会教育関係団体の登録に関する規則」に基づき、本市において主として社会教育活動をする団体の登録についての認定基準を定めるものとする。

(基礎要件)

第2条 社会教育関係団体は、次の基礎要件をすべて満たしているものとする。

- (1) 継続的かつ計画的に社会教育に関する事業を行っていること
- (2) 団体の規約を有していること
- (3) 団体の代表者、役員等の体制が確立しており、総会などの団体の意思を決定する機関が確立していること
- (4) 団体の経理に関する会計等が置かれていること
- (5) 団体の事務を処理する事務局が置かれていること

(登録認定基準)

第3条 社会教育関係団体が登録しようとする場合は、次の認定基準のすべての要件を満たしているものとする。

- (1) 団体の代表者及び事務局が、市内在住者又は市内に勤務先を有する者であること
- (2) 団体の構成員が5名以上であること。また、構成員の半数以上は市内在住者又は市内に勤務先を有する者であること

(登録の特例)

第4条 次の団体は、第2条及び第3条に規定している要件を満たしていなくても、本市の社会教育関係団体として認定・登録されているものとする。

- (1) 社会教育に関する本市の統括団体に加盟している団体
- (2) 青少年を中心とした構成団体であっても、代表者を含め2名以上の成人が含まれている団体
- (3) その他、特に社会教育振興上必要と認められる活動を行っている団体